

一般社団法人常盤工業会 役員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人常盤工業会（以下、「本会」という。）の定款第26条、第27条の定めにより、本会の役員（理事及び監事）の選任について必要な事項を定める。

(役員を選任)

第2条 理事及び監事は、定款第27条の定めにより、定時総会の決議によって選任する。

(役員候補者の選出)

第3条 理事及び監事の候補者は、第6条に定める役員候補者選考委員会が選出する。

(役員候補者の資格要件)

第4条 本会の役員候補者は、正会員の資格を有している者とする。

(役員立候補)

第5条 役員になることを希望する者は、役員立候補届を所定の期日までに役員候補者選考委員会に提出しなければならない。

- 立候補には、正会員2名の推薦書、または第6条で定める役員候補者選考委員会の推薦を要する。
- 立候補届の様式その他必要事項は、役員候補者選考委員会が定める。

(役員候補者選考委員会)

第6条 本会の理事候補者及び監事候補者の推薦をするにあたり、役員候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

- 選考委員会の委員長は代表理事がこれにあたる。
- 代表理事は、正会員の中より6名以内を委員に指名することができる。
- 選考委員会は、当該役員を選任する総会の4か月以上前に設置し、当該総会終了後に解散する。
- 選考委員会は、理事及び監事の立候補の受付期間及び手続を定めて、役員改選がある年の1月20日までに会員に告知するものとする。
- 選考委員会は、候補者を推薦することができる。
- 選考委員会は、立候補者の審査を行い、定数の範囲内で立候補者を調整して候補者を選出する。
- 委員長は、前項により選出された候補者を定時総会前に開催される理事会に報告し、総会に提案する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

付則

本規程は、令和6年3月28日に決議し、令和6年4月1日から施行する。